平成２２年（フ）第６０３号
愛知県春日井市東野町１丁目８番地18、住民票上の住所名古屋市千種区東山元町６丁目12番地の１　ベルシャトー高峰南館
債務者　寸田　晴久
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　進藤　裕史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０４号
愛知県春日井市東野町１丁目８番地18、住民票上の住所名古屋市千種区東山元町６丁目12番地の１　ベルシャトー高峰南館
債務者　寸田　恵美
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　進藤　裕史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７１号
愛知県瀬戸市みずの坂２丁目112番地
債務者　髙木　孝哉
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　真一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月16日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７２号
愛知県瀬戸市みずの坂２丁目112番地
債務者　髙木　厚子
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　真一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月16日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３６号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目31番３―505号、前住所堺市堺区柳之町東１丁１番３―504号
債務者　江辺千恵美
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内藤　早苗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６号
大分県中津市本耶馬渓町曽木2033番地４、申立時の住民票上の住所福岡県築上郡吉富町大字今吉60番地２
債務者　御座建築こと　御座　　光
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神本　博志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月７日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第４４６号
名古屋市港区築三町２丁目55番地
債務者　杉浦　三雄
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　義典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月23日午後２時10分
５　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３号
埼玉県深谷市本住町11番７号
債務者　佐藤　孝広
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月25日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５７９号
長崎県長崎市夫婦川町４番32号
債務者　荒木　　智
１　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　舛谷　保志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月18日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９６号
函館市末広町９番５―302号
債務者　鏡　美智子（旧姓更屋）
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４２号
群馬県太田市成塚町613番地４　周藤方
債務者　須永　　達
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第５４号
群馬県邑楽郡板倉町大字西岡1450番地
債務者　奥澤　　誠
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第５５号
群馬県太田市龍舞町1304番地６
債務者　小林　静香
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３２号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番23―105号
債務者　中西シゲノ
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
奈良県大和高田市西三倉堂２丁目３番27号
債務者　黒木喜美代
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
奈良県大和高田市曽大根１丁目３番２号
債務者　松村　和貴
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
奈良県大和高田市幸町６番３―519号
債務者　佐久間英二
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
奈良県磯城郡三宅町大字石見107番地の８
債務者　山本　武子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係